独 立 役 員 届 出 書

1．基本情報

会社名	株式会社ダスキン	コード	4665
提出日	2021/5/27	異動（予定）日	2021/6/23
独立役員届出書の提出理由	独立役員である関口暢子氏、辻本由紀子氏の専任の理由について、兼職に関する記載内容を変更するものです。		
☑ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）			

2．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	善積　友弥	社外取締役	○													○		有
2	関口　暢子	社外取締役	○													○	訂正・変更	有
3	辻本　由起子	社外取締役	○													○	訂正・変更	有
4	織田　貴昭	社外監査役	○													○		有
5	川西　幸子	社外監査役	○													○		有
6	荒川　恭一郎	社外監査役	○													○		有

3．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※４）	選任の理由（※５）
1		善積友弥氏は、味の素株式会社の取締役常務執行役員として企業経営における豊かな経験と高い見識があり、同社在職中にはグループ全体の生産戦略立案、中期経営計画策定、Ｍ＆Ａ戦略推進等に関与された他、2011年から4年間に亘り、同社北米本部長、味の素ノースアメリカ社社長として北米事業全体の統括及び北米現地法人の事業統括に関与されました。2017年6月の当社社外取締役就任以降、当社の経営全般について、業務を執行する経営陣から独立した客観的立場から適切な助言、監督を行い、当社のコーポレート・ガバナンス強化に寄与していることから、引き続き社外取締役に選任しております。また、当社と利害関係がないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく、極めて独立性が高いと判断し、独立役員に指定しております。
2		関口暢子氏は、経営コンサルタント等を経験の後、株式会社カプコンに入社され、その後は同社の常務執行役員として中期経営計画策定、年度予算の管理、組織再編・M&A等の経営企画業務に加え、人事制度改革の中心を担われました。2019年6月の当社社外取締役就任以降、当社の経営全般について、業務を執行する経営陣から独立した客観的立場から適切な助言、監督を行い、当社のコーポレート・ガバナンス強化に寄与していることから、引き続き社外取締役に選任しております。また、エイチ・ツー・オーリテイリング株式会社社外取締役（監査等委員）でありますが、当社と利害関係がないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく、極めて独立性が高いと判断し、独立役員に指定しております。
3		辻本由起子氏は、プロクター・アンド・ギャンブル・ジャパン株式会社の取締役として企業経営における豊かな経験と高い見識があり、同社在職中にはブランドマーケティングや広報・渉外部門の統括等を担当され、更にはアジア地域のブランドＰＲリーダーを務める等、幅広い経験を積まれました。2020年6月の当社社外取締役就任以降、当社の経営全般について、業務を執行する経営陣から独立した客観的立場から適切な助言、監督を行い、当社のコーポレート・ガバナンス強化に寄与していることから、引き続き社外取締役に選任しております。また、株式会社shapes代表取締役でありますが、当社と利害関係がないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく、極めて独立性が高いと判断し、独立役員に指定しております。
4		織田貴昭氏は、法曹界において培ってきた豊富な経験と専門的な知識を有しており、当社監査役就任後は、それら専門的見地から有益な発言を積極的に行っております。このことから取締役会の経営判断及び職務執行の妥当性・違法性を適切に監査する監査役としての職責を適切に遂行でき、且つ更に良質な企業統治体制を構築するにあたっての適切な提言・助言を期待できることから、引き続き社外監査役としております。また、弁護士法人三宅法律事務所で弁護士を務めると共に新日本理化株式会社の社外取締役（監査等委員）でありますが、いずれも当社と利害関係がないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく、極めて独立性が高いと判断し、独立役員に指定しております。
5		川西幸子氏は、公認会計士、会社経営者として豊富な経験と知見、とりわけIR・SR戦略の専門的知識を有しており、当社監査役就任後は、それら専門的見地から有益な発言を積極的に行っております。これらのことから、取締役会の経営判断及び職務執行の妥当性・違法性を適切に監査する監査役としての職責を適切に遂行でき、且つ更に良質な企業統治体制を構築するにあたっての適切な提言・助言を期待できることから、引き続き社外監査役としております。また、株式会社インターネットディスクロージャー専務取締役でありますが、当社と利害関係がないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく、極めて独立性が高いと判断し、独立役員に指定しております。
6		荒川恭一郎氏は、公認会計士、会社経営者として豊富な経験と知見、M&A等の企業再編等の専門的知識を有しており、当社監査役就任後は、それら専門的見地から有益な発言を積極的に行っております。これらのことから、取締役会の経営判断及び職務執行の妥当性・違法性を適切に監査する監査役としての職責を適切に遂行でき、且つ更に良質な企業統治体制を構築するにあたっての適切な提言・助言を期待できることから、引き続き社外監査役としております。また、株式会社ベストパートナーズ代表取締役社長及び株式会社BPアジアコンサルティング代表取締役でありますが、いずれも当社と利害関係がないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく、極めて独立性が高いと判断し、独立役員に指定しております。

4．補足説明

※１　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※２　役員の属性についてのチェック項目
　　a.　上場会社又はその子会社の業務執行者
　　b.　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
　　c.　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
　　d.　上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
　　e.　上場会社の兄弟会社の業務執行者
　　f.　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
　　g.　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
　　h.　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
　　i.　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
　　j.　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
　　k.　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
　　l.　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
　　以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※３　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
　　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※４　a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※５　独立役員の選任理由を記載してください。